

第5回 里親認定基準の検討について（議事要旨）

【開催日】

平成30年3月16日（金）

【出席者】

東京都児童福祉審議会里親認定部会委員 5名（児童福祉施設長、弁護士、学識経験者等）
東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長、同児童福祉専門課長、
東京都品川児童相談所長
東京都福祉保健局少子社会対策部計画課長、同育成支援課長、他

【配布資料】

資料1 里親認定部会（里親認定基準見直し検討）開催スケジュール
資料2-1 東京都里親認定基準（養育家庭）新旧対照表（案）
資料2-2 東京都里親認定基準（専門養育家庭）新旧対照表（案）
資料2-3 東京都里親認定基準（親族里親）新旧対照表（案）
資料2-4 東京都里親認定基準（養子縁組里親）新旧対照表（案）
資料3 東京都里親認定基準解説（案）

【議事概要】

改正基準（案）及び解説（案）の検討について

【主な意見】

（資料2-1「養育家庭」の認定基準について）

○里親申込者の基本要件（8）について、「経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。（養育家庭（親族）は除く）」とある。養育家庭の基本要件における経済的な困窮については、生活保護基準となり、親族里親の基本要件においては、児童扶養手当の所得制限限度額基準を使うことになる。経済的な困窮というものが、全体の中ではダブルスタンダードになるが、養育家庭の基本要件では、「かつ、生活保護基準」という一つの形式基準があり、前述の「経済的に困窮していないこと」というものが実質基準ということか。

○「家庭及び構成員の状況」の（4）は、「配偶者がいない場合には、子供を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、成人の

親族等がいること。ただし、補助者がいない場合であっても、子供を適切に養育できると認められる特段の事情があるときはこの限りではない」となる。

○「家庭家屋及び居住地の状況」では、「住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。」となり、具体的には解説に記載されることになる。

(資料 2-3 「親族里親」の認定基準について)

○「里親申込者の基本要件」の(9)「イ」では、「里親申込者である親族が、親族里親制度によらず当該児童を養育する場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況等にあること」となるが、「状況等」としている「等」は必要ないか。里親委託ガイドライン(厚労省通知)12ページの5の(5)②のところに関連するのか。必要性について再確認して、削除してほしい。

○「家庭及び構成員の状況」の(4)については、養育家庭のそれとは少し違い、「里親申込者は、配偶者がいない場合には、原則として成人の親族等と起居を共にし、」とあるが、「里親申込者に配偶者がいない場合には、原則として成人の親族等が起居を共にし、又は近接地に居住し、かつ、これらの者が児童の受託について十分な理解を有していること」とするほうが良い。

○(4)については、近接している親族等に関してのみ児童の受託について十分な理解を有していることとしているのではないか。

○その解釈も十分あると思うが、児童の受託についての十分な理解というものをどう捉えるか。

○同居していれば当然に理解しているだろうという前提ではないか。

○成人の親族等と起居を共にしている以上は、児童の受託について十分な理解を有しているということは明文としては求めないとして考えるか、児童の受託について十分な理解を有していることは必要で、しかもそれは明文として書いておく必要があると考えるか。

○調査の段階で同居していれば意向を確認するだろうから、そういうことが前提ということになる。しかし近接に住んでいる場合は、きちんと理解を促すという積極性が必要だろう。

○確かに、もともとはそういう趣旨で作成された認定基準であったのかもしれない。基本的にはそういう理解であれば、特に修正しないということにしたい。

(資料 2-4 「養子縁組里親」の認定基準について)

○「家庭及び構成員の状況」の(4)について、「50歳未満」が撤廃され、「25歳に達していない場合は、その達していない者は20歳に達していること。」ということで、1人が25歳を超えていれ

ば良いとなる。どちらかが25歳を超えていなければいけない。どちらかが25歳を超えていれば、もう一人は20歳以上でも良いとなる。

(資料3「解説(案)」について)

○1ページ目、①「心身ともに健全であること」についての解説「ア」では、「障害や疾病を有していても」という記載があることで、「障害があると健全とはいえない」と解釈されるのではなかという懸念もあるようだが、障害や疾病を有していても心身ともに健全であると評価するということであるため、それほど否定的には感じない。

○「健康」という言葉だったら良いという意見もある。

○「健康」と「健全」とは何が違うのか。

○「心身ともに健全であること」という記載は、これまでの基準の「注釈」の中で示されてきたものだが、例えば高齢の方から、健全というのはどういう意味かという質問が、研修の機会でも必ずある。

○ここでは、児童の養育に支障がなければ特に問題ないということだろう。

○障害や疾病ということの不健全というふうに捉える傾向もある。啓発的な意味合いも込めて列記することは意味があるのではないか。

○あえて表現しても良いと思う。しかし懸念するところも理解できる。障害や疾病以外に健全さをはかるような要素はあるか。

○本来は、障害があるから健全ではないとしているのではなく、この解説では、障害があっても健全と捉えるとしているので、別にその裏の意味を何か反対解釈で考える必要はないだろう。

○「児童を養育するに当たって、心身ともに健全であること」としてはどうか。少なくとも児童を養育することについては心身の健全さは求めるということになる。

○1ページ目、②「児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること」についての解説「イ」では、「少なくとも過去に児童買春や児童ポルノ等々の法律に違反し、罪に問われたことがない者であること」としているが、資料2-1の里親申込者の基本要件として(7)の「ウ」の要件があるため、規定相互の間で矛盾が生じることになる。例えば過去にこのような法律に違反し、罪に問われており、再発のおそれがあること、あるいは再発のおそれがないと認められないことなど、再発のおそれがあるという要素が必要になるだろう。

○「児童福祉法及び児童買春、児童ポルノ法、その他国民の福祉に関する法律」をそのまま引用し、罰金以上の刑に処せられ、執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であり、かつ再発のおそれがない者とすれば問題ないか。

○そのまま引用することはありだろう。しかし懸念されることは、逆にでは再発のおそれとは何かという話になる。

○再発のおそれがあるかないかを判断することは難しい。

○「イ」のような解説内容を明確に盛り込んでしまうよりも、総合的に考えて、虐待等の問題がないとはいえないというように、個別に検討していくものではないか。

○きちんとどこかに残しておくことが必要ではないか。

○例えば、再犯のおそれがないという場合は、ではどのようなケアを受けてきたのか、どのような取組をされてきたのかということの詳細を確認し、十分だとは言いきれないと判断することはあり得るだろう。この規定の中に、「イ」を維持することは難しい。

○2ページ目、②「家庭及び構成員の状況（4）」についての解説「ウ」の例示について、「保育士や児童福祉司等で長年勤務した後、定年退職となったなど、時間や経済的に余裕がある方」としているところの、「など」の捉え方だが、最後の文言だけ見ると、時間や経済的に余裕があればいいのかとなる。「児童福祉に深い理解があり」、「時間や経済的にも余裕のある方」としたほうが良い。

○「ウ」の3つ目の例示に、「他県で里親として里子を養育した経験がある方」としているが、「委託児童」とすべき。

○2ページ目、(3)①家庭家屋及び居住地の状況（1）についての解説「ア」では、「最低居住面積水準を満たしていること」としているが、その算定をする場合には児童の委託を想定し、「10歳以上の児童1名を加える」として、具体的には11ページ（別紙）で確認するということになる。

○9ページ目、②家庭及び構成員の状況（4）については、年齢の上限撤廃となるが、解説では、体力、気力、経済力が求められることを説明し、将来の見通しを具体的に確認している。

○10ページ目、(1)宣誓書については、12ページ（別紙）で、取消線が引いてあるが、宣誓事項の③について、「その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」という部分を取消することは難しいだろう。

○個別案件として検討していくことになるか。

○今後の犯歴照会はどのように行われるのか。宣誓事項の①から④に該当しないということについて、回答するような様式になるのか。

○国通知資料には、参考様式として、「刑罰証明書の交付について（依頼）」や「刑罰証明書」がある。

○犯歴を管理する部署からすれば、この刑罰証明書の照会を受け、該当しない場合は、この刑罰証明書を出す。しかし係る刑罰に該当していれば、その具体的な事実を提供することではなく、証明書を発出できない、証明できないという理解でよいか。

○この刑罰証明書を依頼する場合に、国通知の例示では、いわゆる「国民の福祉に関する法律」に関して、「罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」として照会するようにとされているが、この部分を広げることは難しいのか。

○国が例示として求めている基準以上のものを照会するということか。

○今回、国通知があり、それに基づいて各都道府県市が対応するというのであれば、根拠も明確だが、それ以上の部分を求めることについては、その正当性が問われる。その正当性をどのように主張するかということは難しい問題だが、子供の福祉の観点から、やむを得ないという判断もあるが、そうならないリスクもあるだろう。

○もしここの照会対応のところで上乘せするのであれば、全体を通して上乘せして、東京都はこの基準ですとする必要があるということか。

○そのほうが、むしろはっきりする。東京都として、上乘せすることはやむを得ないと、まずそこを何か明確にした上で、そのためにとしてなら理由は通るが、そうなれば、問題はその上乘せしたことの是非が問われることになるだろう。

○宣誓書については、国が示す養子縁組あっせん事業の許可の場合の例示を参考にして作成したものになる。

○国通知に基づく同意事項も盛り込まれた宣誓書の形になっている。

○例えば、宣誓書の宣誓事項で、(1)「新規登録時及び更新登録時において作成する書類及び発言の内容について、一切の虚偽がないこと」としているが、この項目を入れても問題はないのか。

○宣誓書について、基本的には本人が自発的に出すものについては問題にはならないだろう。問題になる場合とは、この宣誓書を求めたが提出されない場合に、提出されないのであれば、認定できないというような判断がされた場合に、その処分について争うことになるだろう。本来義務ではない、不必要なものを要求され、それを断ったことを理由に不利益な取り扱いを受けたという話になってくる。

宣誓事項の内容については、基本的にはきちんとヒアリングをして、それを記録しておけば足りるといえば足りることではないか。

○(1)、(2)の宣誓事項は、本来、国の基準とは別のものであることか。しかも「(2)暴力団員と関係を有しない」としているところは、東京都の認定基準にもないものだろう。

○宣誓書の宣誓事項内容は、再考するか。

○（１）（３）（４）は認定基準に係るものであるため、根拠はあるだろう。

○里親申請にあたって、宣誓書が必要であった理由は、これまで犯歴照会ができないと思われていたため、きちんと宣誓していただき、児童養育の自覚や責任を喚起する意図があったものだが、今回、犯歴照会を行うのであれば、宣誓書を出す意味がないという気もする。

○「暴力団員と関係を有しないこと」については、国通知「里親の登録業務の適正な実施について」の１ページ目下段に、「暴力団員に対する対応について」がある。２ページ目冒頭には、宣誓書により確認するとともに、疑われる場合には・・・という記載がある。

○国通知で宣誓書で確認するとされているなら、根拠になる。

今後について

○これまでの検討部会の意見を、東京都としてどうするか判断をする。内容が確定されれば、要綱や解説、マニュアルなどを整えて決定し、都民や里親の皆様、関係機関、児童相談所などの部署へ周知等を行い、施行実施へむけた準備を整えていく。

○次年度１１月の認定部会からは、新たな認定基準で審議する方々が入ってくるという形になるか。犯歴照会などの手続きもあるため、区市町村への十分な周知、説明も必要。